

# 「インボイス方式」

# 未来への対策

## 制度導入で流通が変わる

### 今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、社労士 伝法院 千里

春を迎えジャガイモの植え付けが始まったアルパカファーム。栽培面積も増えて売上アップを目論んでい。そこに難題が持ち上がった。

千代 今年も、ジャガイモの種イモ植え、始まりましたね。例年よりいっぱいだから、テキパキやらないと終わらないですね！

藤田 去年、千代ちゃんたちが頑張ったおかげで、ようやくこの広さでできるようになったからね。今年は種類も5種類に増やしたし、気合いも入るよ！

伝法院 藤田社長、こんにちは。お、新しい畑でジャガイモの植え付けですか。広くなりましたね。去年の3倍くらいあるんじゃないですか。

藤田 先生、そのとおりなんです。去年から土作りしてきた甲斐もあって、ふかふかで良い畑になってきました。まだまだ収穫量は少ないですが、これでようやくジャガイモは年間通して定期的に出荷できるかなあ。これまでは夏場だけしか出荷できなくて、地元のスーパーからはずっと要望があったんですよ。

伝法院 そうだったんですね、それは大きな一歩ですね。これから先も継続して取引していくことを考える

と、質の向上はもちろんですが、一定の生産規模は必要になってきますよね。平成35年までに、売上高100万円を超えないとマズい、って聞いたことありますか。

藤田 えっ、初耳です！平成35年に、何があるんですか。

伝法院 平成35年10月1日から、「インボイス方式」という制度が導入されます。この制度が導入されると、課税売上高が1000万円以下の消費税の納税義務が免除される小規模事業者との取引では、仕入れ先の課税事業者（小規模事業者以外の、消費税の納税義務のある事業者）が消費税額を控除されなくなるので、特に小規模事業者への影響はかなり大きくなります。

藤田社長が仕入れ先の課税事業者の立場だとして想像してみてください。1000万円の仕入れのうち、200万円が小規模事業者だとすると、その200万円分だけ消費税控

除ができない状況になったら、小規模事業者から課税事業者に切り替える、という判断をせざるを得ないかもしれないですよ。

藤田 そんなに大きな変化が起こるんですか！たしかに、取引先を変更するという選択肢を選ぶかもしれないですね。先ほどお話しがかったときは、まだまだ先の話かなあと思っていましたが、そんなことないですね。今年、来年で、どうにか売上1000万円超えられれば良いのですが。

伝法院 不安にはなりますよね。特に、農業は売上単価が低いので、1000万円の壁は大きいと聞きます。だからこそ、このタイミングで、方向性を考えなければいけないですね。直接流通なのか、それとも農協を通して出荷するのか。生産のみなのか、加工、販売までするのか。農業経営者自身が、どのようにありたいのか、その「おもい」に向き合い、これからの農業経営を考える、良い機会なのではないでしょうか。

今回の執筆者  
星田 直太

税理士/  
ファイナンシャル・  
プランナー (CFP®)



1974年、東京生まれ。  
星田税務会計事務所代表、  
東京都よろず支援拠点コーデ  
イネーター、東京商工会議所  
経営安定特別相談室専門スタ  
ッフ、東京都中小企業再生支  
援協議会登録専門家。一般  
事業会社を経て旧監査法人  
系の税理士法人に勤務。東  
京都中小企業再生支援協  
議会への出向満了後、2014年  
に独立開業。

## ▶ インボイス方式——小規模事業者への影響 ◀

昨年秋の国会で可決された改正法案によって、現在は税率8%である消費税が、平成31年10月1日から10%に引き上げられます。今回は、この消費税引き上げが中小企業に与える主な影響について、簡単に見てみましょう。農家の多くは、法人化している場合でも売上1,000万円以下の小規模事業者。消費税免除が継続するとはいえ、経営には大きな影響が出てくる可能性があります。

### ▶ 取引から排除される懸念

平成35年10月1日から、「インボイス方式」（正確には「適格請求書等保存方式」）と呼ばれる制度が導入されます。これは、取引を行なう際に、取引代金を請求する側は、法令で記載事項が定められた一定書類（以下「適格請求書」）を相手方に交付しなければならないとされる制度です。法令で定められた記載事項とは次のとおり。

- 軽減税率の対象品目である旨の記載等
- 税務署長に申請して得た登録番号
- 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率
- 消費税額等

この適格請求書発行の要請によって、中小企業の事務負担やシステム導入コストが増加することが想定されています。

さらに、インボイス方式の導入によって、消費税免税事業者が取引から排除される（取引相手から選ばれない）可能性が懸念されています。免税事業者とは、原則として2期前（個人事業主であれば2年前）の課

税売上高が1,000万円以下である、消費税の申告納税義務を免除されている方を指します。

制度上、免税事業者は「適格請求書」を発行できません。そして、適格請求書がないと代金の支払側（取引の相手方）における消費税の取り扱いが不利になってしまいます。これが、免税事業者が取引から排除される懸念の理由です。

なお、免税事業者は自ら消費税の「課税事業者」をあえて選択することによって、「適格請求書」を発行することが可能です。ただし、その場合には消費税の申告納税義務が生じますので資金繰りに注意が必要です。

また、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、インボイス方式導入までの経過措置として、簡素な方法が導入されることになっています。

### ▶ 価格転嫁拒否の懸念

消費税率引き上げに際してもうひとつ懸念される点は、価格転嫁の拒否です。例えば、合理的な理由なく税率引き上げ分の値引きを求められたり、買ったたかかれるような状況がこれに該当します。消費税引き上げ分を適正に価格へ上乗せできなければ、自社の利益が減少してしまいます。

消費税転嫁拒否への対策として、「消費税転嫁対策特別措置法」が制定されており、違反した場合は公正取引委員会等による指導・勧告の対象になります。その他、各地の商工会議所や商工会等では消費税転嫁対策相談事業を行なっていますので、実際に転嫁拒否の懸念が生じた場合等には、早めに相談していただくことをお勧めします。

### インボイス

適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類

課税業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インボイス発行が義務付けられている</li> <li>● 免税業者からの仕入れは税額控除ができない</li> </ul>
免税業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インボイスが発行できない</li> </ul>

